資料編

### (1) 北中城村防災会議条例

(昭和52年10月13日条例第8号)

**改正** 昭和 61 年 12 月 22 日条例第 19 号 平成 11 年 6 月 30 日条例第 16 号 平成 12 年 3 月 31 日条例第 12 号 平成 17 年 3 月 25 日条例第 4 号 平成 19 年 3 月 14 日条例第 1 号 平成 28 年 9 月 13 日条例第 23 号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき北中城村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 北中城村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて本村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 同項第3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する 事務

#### (組織等)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱し、または任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 沖縄県の知事の部内の職員
  - (3) 沖縄県警察の警察官
  - (4) 副村長、教育長、各課長及び局長
  - (5) 中城北中城消防本部消防長
  - (6) 本村議会の議員
  - (7) 本村社会福祉協議会の職員
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、村長が防災上必要と認める者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、及び第9号の委員の定数は、 それぞれ1人とする。

#### (専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、村の職員、関係指定公共機関の

職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が委嘱し、または 任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (委任)
- 第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和 61 年 12 月 22 日条例第 19 号)
- この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成 11 年 6 月 30 日条例第 16 号)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 12 号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。附 則(平成17年3月25日条例第4号)抄(施行期日)
- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 19 年 3 月 14 日条例第 1 号) この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 28 年 9 月 13 日条例第 23 号) この条例は、公布の日から施行する。

# (2) 北中城村防災会議委員一覧

	分野名	氏 名	所属・役職
1	会 長	新垣 邦男	北中城村長
2	委 員	徳廣 貴之	沖縄気象台 業務課長
3	委 員	上原 孝夫	沖縄知事公室防災危機管理課 課長
4	委員	殿内 孝志	沖縄警察署警備課 課長
5	委員	比嘉 聰	北中城村 副村長
6	委員	砂川 惠重	北中城村教育委員会 教育長
7	委 員	城間 昌彦	中城北中城消防本部 消防長
8	委 員	上間 堅治	北中城村議会 議員
9	委 員	大城 健	北中城村社会福祉協議会 業務係長
10	委 員	安里 秀己	渡口自治会自主防災会 防災委員
11	委 員	石渡 一義	北中城村 企画振興課長
12	委員	仲本 正一	北中城村 総務課
13	委員	奥間 かほる	北中城村 税務課長
14	委員	名幸 芳徳	北中城村 住民生活課長
15	委員	喜納 啓二	北中城村 福祉課長
16	委員	安里 直彦	北中城村 健康保険課長
17	委員	楚南 兼二	北中城村 農林水産課長
18	委員	鹿島 直昭	北中城村 農林水産課参事
19	委 員	瀬上 恒星	北中城村 建設課長
20	委 員	米須 清喜	北中城村 会計課長
21	委員	安次嶺 正春	北中城村 上下水道課長
22	委員	喜納 克彦	北中城村 教育総務課長
23	委 員	與儀 光敏	北中城村 生涯学習課長
24	委員	比嘉 直也	北中城村 議会事務局長

# (3) 指定避難所一覧

NO	施設名称	所在地	電話番号	福祉避難所
1	北中城小学校	喜舎場1番地	935-3980	
2	島袋小学校	島袋 1234 番地	933-9863	
3	北中城中学校	喜舎場 306 番地	935-3979	
4	北中城幼稚園	喜舎場 255 番地 1	935-4554	
5	中央公民館	仲順 435 番地	935-3773	
6	仲順児童館	仲順 60 番地	935-3237	0
7	島袋児童館	島袋 215 番地	933-8066	0
8	北中城村老人デイサービスセンターしおさい	美崎 262 番地	935-5190	0
9	喜舎場保育所	喜舎場 253 番地	935-2510	0
10	社会福祉センター	仲順 451 番地	935-4520	0
11	北中城村民体育館	ライカム地区	932-5060	
12	喜舎場公民館	喜舎場 75 番地	935-3923	
13	仲順公民館	仲順 60 番地	935-5556	
14	熱田公民館	熱田 68 番地	935-2350	
15	和仁屋公民館	和仁屋 174 番地	935-0139	
16	渡口公民館	渡口 55 番地	988-7168	
17	島袋公民館	島袋 102 番地	932-6822	
18	屋宜原公民館	屋宜原 601 番地	930-0195	
19	瑞慶覧公民館	瑞慶覧 416 番地	932-0921	
20	石平公民館	安谷屋 2151 番地	935-2280	
21	安谷屋公民館	安谷屋 223 番地	935-3238	
22	荻道公民館	荻道 79 番地	-	
23	大城公民館	大城 86 番地	935-1311	
24	県営北中城団地集会所	熱田 2070 番地 3	935-4423	
25	美崎集会所	美崎 266 番地	-	
26	あやかりの杜	喜舎場 1214 番地	983-8060	

# (4) 指定緊急避難場所一覧

					対象。	とする	る異常	な現	象の種類	į
NO	施設名称	所在地	電話番号	洪水	崖崩れ、 土石流及び 地すべり	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫
1	北中城小学校	喜舎場1番地	935-3980	0		0	0	0	0	0
2	島袋小学校	島袋 1234 番地	933-9863	0		0	0	0	0	0
3	北中城中学校	喜舎場 306 番地	935-3979	0	0	0	0	0	0	0
4	北中城幼稚園	喜舎場 255 番地 1	935-4554	0	0	0	0	0	0	0
5	中央公民館	仲順 435 番地	935-3773	0		0	0	0	0	0
6	仲順児童館	仲順 60 番地	935-3237	0	0	0	0	0	0	0
7	島袋児童館	島袋 215 番地	933-8066	0	0	0	0	0	0	0
8	北中城村老人デイサービスセンターしおさい	美崎 262 番地	935-5190	0	0		0		0	0
9	喜舎場保育所	喜舎場 253 番地	935-2510	0	0	0	0	0	0	0
10	喜舎場児童公園	喜舎場 192 番地	935-2233	0		0	0	0	0	0
11	仲順公園	仲順 85 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
12	熱田公園	熱田 304 番地	935-2233	0		0	0	0	0	0
13	熱田緑地公園	熱田 2070 番地 4	935-2233	0	0		0		0	0
14	しおさい公苑	熱田 2070 番地 7	935-3773	0	0		0		0	0
15	渡口みどり公園	渡口 362 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
16	渡口多目的広場	渡口 475 番地 1	935-2233	0	0		0		0	0
17	島袋中央公園	島袋 100 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
18	ロカイ公園	島袋 261 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
19	あおい公園	島袋 600 番地 9	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
20	ゆうな公園	島袋 606 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
21	屋宜原公園	屋宜原 794 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
22	若松公園	安谷屋 131 番地	935-2233	0		0	0	0	0	0
23	イームイ公園	安谷屋 223 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
24	農村広場	荻道 185 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
25	兄弟広場	大城 140 番地 1	935-2233	0	0	$\circ$	0	0	0	0
26	大城広場	大城 70 番地	935-2233	0	0	0	0	0	0	0
27	北中城中央広場	喜舎場 253 番地	935-2233	0		0	0	0	0	0
28	美崎広場	美崎 265 番地	935-2233	0	0		0		0	0
29	イオンモール沖縄ライカム 駐車場	ライカム地区		0	0	0	0	0	0	0
30	沖縄県総合運動公園	沖縄市比屋根 5-3-1	932-5114	0	0	0	0	0	0	0

### (5) 重要水防区域及び災害危険区域

- ①重要水防区域内で危険と予測される区域
- ■重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

(平成30年4月1日現在)

所属土木	水防管理			重要水防区域				予想され	予想される被害の程度			
事務所	団体名	小ボ石	河川名	流路 延長	区域	流路 延長	区域	る危険	家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
中部土木 事務所	北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市	普天間川	普天間川	4. 9	中城村 新垣 ~河口	2.0	北谷町 北中城村安谷屋 中城村 宜野湾市	位小	659	21.7	2, 470	42.2

#### ■重要水防区域内で危険と予想される区域(海岸)

(平成30年4月1日現在)

所属土木	水防管理	沿岸名	海岸名	延長	区域				予想さ	れる被害の	)程度
事務所	団体名	伯并名	伊尸石	(m)	△坳	延長 (m)	区域	る危険	家屋 (棟)	耕地 (ha)	面積 (ha)
中部土木 事務所	北中城村	琉球諸島 沿岸	中城湾港 海岸	585	熱田地区	585	熱田地区	越波	3	0	4.5

### ②土砂災害危険渓流

### ■土砂災害危険渓流(I)

土砂災害危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該地区に流入する渓流。

(平成30年4月1日現在)

所属土木	水陆管理	渓流			流域概	要	保	全対象		害警戒区域等 の推進に関す 塚	る法律		
事務所	団体名	番号	所在地	渓流長 (km)	流域面 積 (k ㎡)	平均 渓床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	公共 施設等	箇所名	指定 年月日	告示 番号	指定年 月日	告示 番号
中部土木事務所	北中城村	327- A27- 03	和仁屋	0. 13	0.04	6	16	ı	和仁屋 372- A27-03	H26. 11. 25	第 601 号		

#### ■土石流危険渓流に準ずる渓流(III)

土砂災害危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

(平成30年4月1日現在)

所属土木	水陆管理	涇潹	水系名	流域概要			保全	全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害 防止対策の推進に関する法律による指 定区域					
事務所		番号	(正左批)	渓流長 (km)	流域面 積 (k m²)	平均 渓床 勾(°)	人家 戸(戸)	公共 施設等	箇所名	指定 年月日	告示番 号	指定 年月 日	告示番号		
中部土木 事務所	北中城村	327- C27- 09	白比川 (屋宜原)	0.35	0. 10	10	ı	ı	屋宜原 327- C27-09	H26. 11. 25	第 601 号				

### ③地すべりによる危険が予想される箇所

## (平成30年4月1日現在)

元 屋 1. 土	「属土木」水防管理 にはな 面積		地すべり		Þ	区域内の伊	土砂災害警戒区域等にお ける土砂災害防止対策の 推進に関する法律による 指定区域					
所属土木 事務所			面積 (ha)	の指定の	河川への	人家	耕地	公共的建物施設の種類及	土砂災等 区均		土砂災 別警戒	
				有無	影響 (m²)	(戸)	(h m²)	び数	指定 年月日	告示番 号	指定 年月 日	告示 番号
		屋宜原	89. 0	無	161,000	280	1. 2	国道 480m 村道 2960m 公館 2	H27. 12 . 1	第 621 号		
		喜舎場		有		126	0.2	村道 720m 公館 1	H26. 11 . 25	第 601 号		
中部土木 事務所	北中城村	仲 順		有		24	1. 3	村道 500m 公館 1 幼園 1	H26. 11 . 25	第 601 号		
		熱田		無		396	49. 2	国道 730m 村道 6960m 公館 1	H26. 11 . 25	第 601 号		
		安谷屋	42. 4	有		181	3. 2	高速 800m 県道 1100m 村道 350m 公園 1	H26. 11 . 25	第 601 号		

## ④急傾斜危険箇所

### ■急傾斜崩壊危険箇所 ( I )

被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、社会福祉施設等の 災害弱者関連施設等の有る場合を含む。)ある箇所。

## (平成30年4月1日現在)

		区垣	成名	地形			保全対象			急傾斜	土砂災領	事警戒区域 専防止対策 去律による	の推進に	_関	
所属土	水防管理										地崩壊		手警戒区 或	土砂災害 警戒区	
木事務所	団体名	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高の (m)	人家 (戸)	公共的發	<b>書</b> 物	公共施設	危険区域の指定	指定 年月日	告示番号	指定年 月日	告示番号
		島袋 (3)	東新真川原	40	85	18. 1	5			道路 (70m)	無	H26. 11 . 25	第 601 号		
		屋宜原 (1)	西原	31	110	11. 5	0	ろう学 校	1		無	H26. 11 . 25	第 601 号		
中部土木事務	北中城村		東前 原	45	180	14. 6	10	小学校 郵便局	2		無	H26. 11 . 25	第 601 号		
所		荻堂 (2)	樋川 原	39	89	19. 4	8				無	H26. 11 . 25	第 601 号		
		安谷屋 (2)	上原	32	60	15. 2	7			村道 (30m) 道路 (10m)	無	H26. 11 . 25	第 601 号		

## ■急傾斜崩壊危険箇所 (II)

被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所。

## (平成30年4月1日現在)

		区域名 地形 保全対象		地形 保全対象		保全対象	急傾斜	土砂災領	害警戒区域 害防止対策 去律による	の推進に 指定区域	<u>-</u> 関		
~= 1	近属土 人口签用								地崩壊		事警戒区 或	土砂災害 警戒区	
所属土 木事務 所	水防管理 団体名	大字	小字	傾斜(度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設	壊危険区域の指定	指定 年月日	告示番号	指定年月日	告示 番号
		島袋 (2)	西新 真川 原	83	37	23. 8	2		無	H26. 11 . 25	第 601 号		
中部土		屋宜原 (2)	屋宜原	30	79	8.3	1	河川(10m)	無	H26. 11 . 25	第 601 号		
木事務 所	北中城村	渡口 (2)	中原	130	37	16. 4	4	道路(80m)、河川(30m)	無	H26. 11 . 25	第 601 号		
		渡口 (1)	下内 尾原	50	31	6. 7	2	河川(10m)	無	H26. 11 . 25	第 601 号		
		安谷屋 (3)	<b>亀</b> 甲 原	60	32	9.4	3		無	H26. 11 . 25	第 601 号		

# (6) 民間団体等との協定等一覧

	協定名	協定先団体
1	水難救助活動に関する協定	中城北中城消防組合 佐敷中城漁業協同組合
2	大規模災害時における地域防際協定	イオンモール株式会社 医療法人沖縄徳洲会病院 イオン琉球株式会社 株式会社プログレッシブエナジー 株式会社ルネサンス
3	災害時における応急対策等の災害支援に関 する協定	中部電気工事業協同組合
4	地域における協力協定	日本郵便株式会社 北中城郵便局 日本郵便株式会社 宜野湾郵便局
5	災害用特設電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社沖縄支店
6	重要凶悪事件発生時における防災行政無線 の活用に関する覚書	沖縄警察署
7	自然災害における避難施設の指定について (沖縄県総合運動公園)	(財)沖縄県公園・スポーツ振興協会
8	災害時の情報交換及び応援に関する協定 (リエゾン協定)	内閣府沖縄総合事務局
9	北中城村における災害時応急対策支援活動 に関する協定	北中城村商工会
10	備蓄食料保管及び搬出に関する協定	沖縄県知事公室防災危機管理課
11	津波時における一時避難施設としての使用 に関する協定(県営北中城団地)	沖縄県

※総務課が主管する。

# (7) 村有車両の状況

種別	議会	総務	企画	税務	住民	福祉	建設	健保	上 下 水	会計	農林	農委	教総	生涯	調理	計
小型貨物		2	1					1	2		1					7
小型乗用		1	1	1	1	3	1		1					1		10
普通貨物					3		1						1		2	7
普通乗用	1	4				2	1				1	1	2			12
普通特殊						1		2						2		5
普通乗合		1				1							4	1		7
大型特殊																0
軽貨物		1			4				2		2			2		11
軽乗用		1				7	1	2							1	12
建設機械等					1											1
計	1	10	2	1	9	14	4	5	5	0	4	1	7	6	3	72

<sup>\*</sup>平成30年4月時点

<sup>\*</sup>リース車両、貸与車両含む